

令和5年5月8日

船越小学校
保護者各位

南城市立船越小学校
校長 高島 友幸
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う対応について

薰風の候、保護者の皆様におかれましては益々、ご清祥のこととお喜び申し上げます。又、平素より本校教育へのご理解とご支援に対し厚く御礼を申し上げます。

さて、政府の発表により新型コロナウイルス感染症が5月8日付で5類感染症へ移行となり、教育委員会からの通知により、下記の内容に準じた対応になりますのでお知らせいたします。

記

1、学校における感染症対策について

- (1)家庭との連携による児童の健康状態の把握 ※毎日の体温チェックや提出の取り組みは不要
- (2)適切な換気の確保
- (3)児童への指導【持ち物（清潔なハンカチ・ティッシュ等）。手指衛生、咳エチケット等】

2、新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則）

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とする。
※無症状の感染者については、検体を採取した日から5日経過するまでを基準とする。

3、診断の出ていない児童への対応について

発熱や咽頭痛、咳等の普段とは異なる症状がある場合は、登校せず病院受診をお願いします。
※その際、病欠となるがインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、さかのぼって出席停止とする。